

3 年税額の計算

以上で給与の支払を受ける人の一人一人の所得控除と税額控除の額とが確認されたわけですが、次に、令和3年分の給与の総額について納付しなければならない最終的な年税額を計算します。この年税額を求める手順とこれに使用する書類等は次のとおりです。

手 順	使 用 す る 書 類 等
1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計	源泉徴収簿
2 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算	源泉徴収簿 令和3年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（76ページ以下参照） 所得金額調整控除申告書
3 扶養控除額等の合計額の計算	源泉徴収簿 令和3年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表（116ページ参照）
4 所得控除額の合計額の計算	源泉徴収簿
5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算	源泉徴収簿 令和3年分の年末調整のための算出所得税額の速算表（85ページ参照）
6 年調年税額の計算	源泉徴収簿 住宅借入金等特別控除申告書

以下、手順に従って説明します。

3-1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計

(1) 給与と徴収税額等の集計

給与の支払を受ける人の一人一人について、本年分の毎月の給与とその給与から徴収した税額をそれぞれ集計して、年末調整の対象となる給与の総額と徴収税額の合計額を計算します。

この際、併せて毎月の給与から差し引いた社会保険料及び小規模企業共済等掛金（以下「社会保険料等」といいます。）の額を集計しておくと便利です（社会保険料については33ページ、小規模企業共済等掛金については34ページ参照）。

(2) 集計に当たっての注意事項

1 未払給与とその税額

本年中に支給日が到来して支払の確定した給与は、未払となっている場合でも本年の年末調整の対象となりますから、その未払給与と未徴収の税額とを集計に含めます（90ページ年末調整Q&A〔問2〕参照）。

逆に、前年分の未払給与で、本年に繰り越して支払った給与やその給与からの徴収税額は、既に前年の年末調整の対象とされていますから、集計には含めません。

2 現物給与とその税額

食事の支給や、各種保険料の使用者負担などの現物給与のうち課税の対象となるものについては、その支給額と徴収税額とを、それぞれ給与の総額と徴収税額の合計額に含めて集計します。

3 本年最後に支払う給与の税額

年末調整をする本年最後に支払う給与については、通常の月分としての税額計算を省略して

もよいことになっていますが、この場合にはその給与に対する徴収税額はないものとして集計します。

この給与の通常の月分としての税額は、年末調整により一括精算されることとなります。

(注) この場合の具体的な精算のしかたについては、54ページ以降で説明します。

4 年途中で再就職した人の取扱い

年途中で就職した人で、就職前に他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けていた給与がある人については、その前職分の給与を含めて年末調整を行うこととなりますから、前の給与の支払者から本年中に支払を受けた給与とその給与から徴収された税額を集計に含めます。

この場合、前職分の給与とその徴収税額については、その人が前の給与の支払者から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで確認することとなりますが、その確認ができるまではその人の年末調整は見合わせてください。

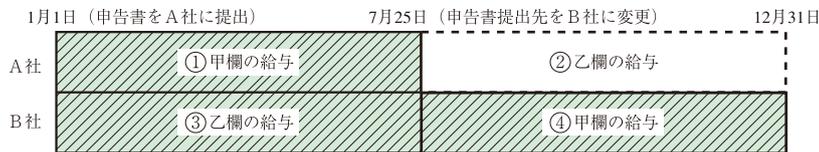
5 前年分の年末調整による過不足額

前年分の年末調整による過納額や不足額を本年に繰り越して充当したり徴収したりしている場合でも、これらに関係なく、徴収税額は本年の給与から徴収すべきであった税額によって集計します。

6 年途中で扶養控除等（異動）申告書の提出先を変更した人の取扱い

2か所以上から給与の支払を受けている人で、年途中で扶養控除等（異動）申告書の提出先を変更した人については、前の提出先（下図のA社）からその変更の時までに支払を受けた給与と、後の提出先（下図のB社）から支払を受けた給与の全部とが年末調整の対象となりますから、その両方の給与と徴収税額をそれぞれ集計します。

この関係を図示すると、次のようになります。



(注) 斜線の部分（①、③及び④の合計）がB社において実施する年末調整の対象となる給与です。

〔記載例〕 源泉徴収簿（給与の総額等の集計と「年末調整」欄の記入）

本年最後に支払う給与（12月給与）についての税額計算を省略して年末調整を行う場合

(源泉徴収簿)

12	12:20	600,000	90,123	509,877	5	9,400	9,400	
計	①	7,170,000	② 1,081,563	6,088,437		③ 109,860		
賞 与 等	6 6:10	900,000	137,430	762,570	5	(税率 12.252%) 93,430		93,430
	12 12:24	900,000	137,430	762,570	5	(税率 — %) ▲123,190	▲123,190	
						(税率 %)		
	計	④	1,800,000	⑤ 274,860	1,525,140		⑥ 93,430	▲123,190

区	分	金額	税	額
給料・手当等	①	7,170,000 円	③	109,860 円
賞与等	④	1,800,000	⑥	93,430
計	⑦	8,970,000	⑧	203,290

3-2 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算

(1) 上記3-1により求めた本年分の給与の総額（源泉徴収簿の「年末調整」の「計⑦」欄の金額）を、76ページ以降にある「令和3年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（以下「給与所得控除後の金額の算出表」といいます。）に当てはめて、「給与等の金額」欄に対応する「給与所得控除後の給与等の金額⑨」欄の金額を求めます。

- (注) 1 本年分の給与の総額が551,000円未満の場合には、給与所得控除後の給与等の金額は「0」となります。
 2 本年分の給与の総額が660万円以上の人については、給与所得控除後の金額の算出表の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に該当する金額の表示がなく、算式が示されていますので、この算式に従って計算します。
 この場合、求めた給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額によります。

〔例〕 給与所得控除後の給与等の金額の計算

- ◎ 給与の総額 7,654,321円
 算式 $7,654,321円 \times 90\% - 1,100,000円 = 5,788,888.9円$ (切り捨て)
 ◎ 給与所得控除後の給与等の金額 5,788,888円

(2) 所得金額調整控除の適用を受ける人については、既に所得金額調整控除申告書の提出を受け、内容を確認していますので、次の算式により、上記(1)で求めた本年分の給与の総額（源泉徴収簿の「年末調整」の「計⑦」欄の金額）から所得金額調整控除額を求め、その控除額を源泉徴収簿の「所得金額調整控除額⑩」欄に記入します。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{本年分の給与の総額}^{(注1)} - 850\text{万円}) \times 10\% \text{ (最高15万円)}$$

- (注) 1 1,000万円を超える場合には、1,000万円
 2 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

〔例〕 所得金額調整控除額の計算

- ◎ 給与の総額 8,765,432円
 算式 $(8,765,432円 - 8,500,000円) \times 10\% = 26,543.2円$ (切り上げ)
 ◎ 所得金額調整控除額 26,544円

〔記載例〕 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算

(給与所得控除後の金額の算出表)

(源泉徴収簿)				(給与所得控除後の金額の算出表)		
区	分	金額	税額	給与等の金額	給与所得控除後の給与等の金額	
給料・手当等		① 7,170,000円	③ 109,860円	以上	未満	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
賞与等		④ 1,800,000	⑥ 93,430			
計		⑦ 8,970,000	⑧ 203,290	6,600,000円	8,500,000円	
給与所得控除後の給与等の金額		⑨ 7,020,000		8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額
所得金額調整控除額 ($(\text{⑦} - 8,500,000円) \times 10\%$ 、マイナスの場合は0)		⑩ 47,000	所得金額調整控除の適用 (有・無) (※ 適用有の場合は⑩に記載)			
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) ($\text{⑨} - \text{⑩}$)		⑪ 6,973,000				

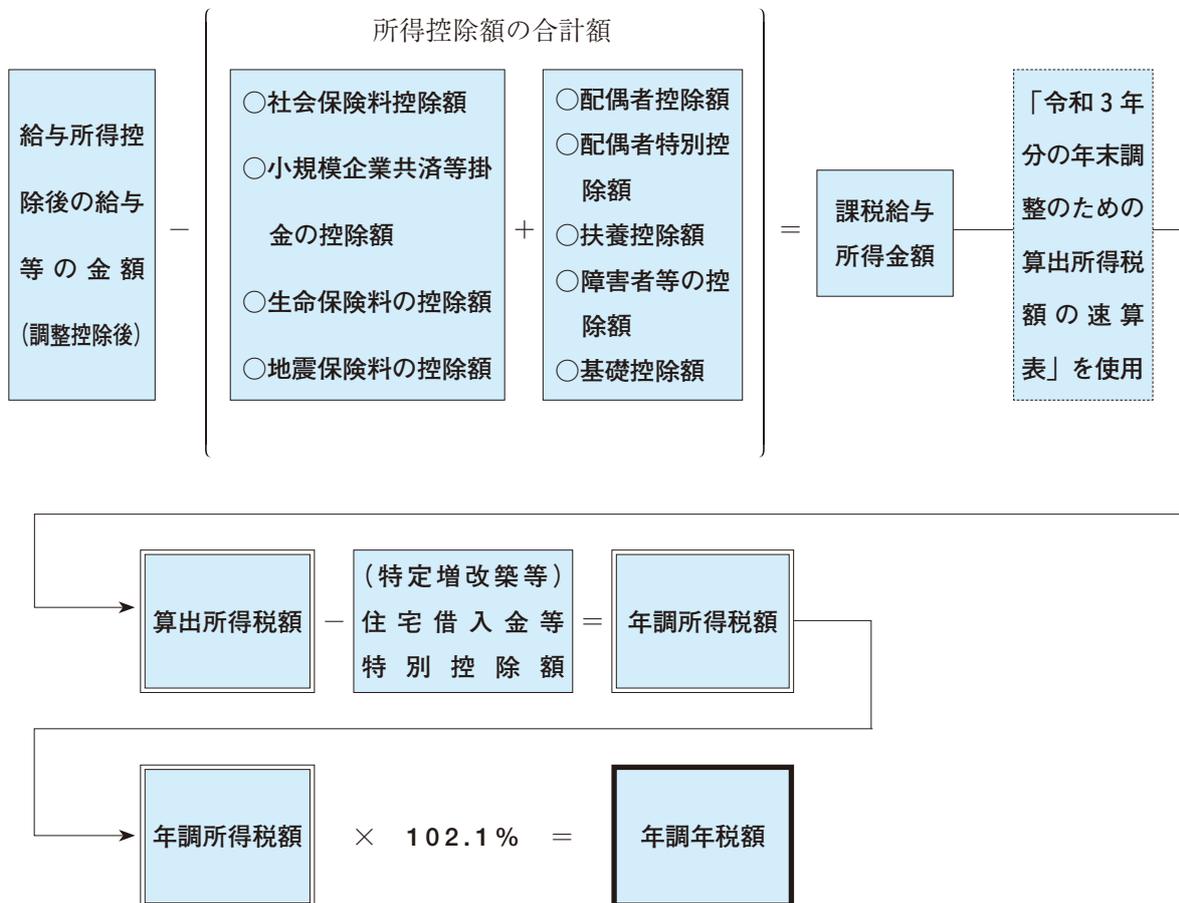
$(8,970,000円 - 8,500,000円) \times 10\%$
 $(8,970,000円 - 1,950,000円)$

なお、所得金額調整控除の適用を受けない人については、「給与所得控除後の給与等の金額」が「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」となります。

3-3 年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ

「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」の計算が終わると、これを基にして令和3年分の最終的な年税額（「年調年税額」）を求める具体的な計算に入ります。

年調年税額は、次の算式に示すような計算を経て求められます。



※1 これらの計算は、源泉徴収簿の「年末調整」欄を使って行います。

2 年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。

3-4 扶養控除額等の合計額の計算

(1) 扶養控除、障害者控除などについては、既に扶養控除等（異動）申告書に基づき確認を終えていますので、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄の記載に従ってこれらの控除額の合計額を求め、その合計金額を源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄に記入します。

扶養控除等（異動）申告書に基づく控除額の合計額は、116ページの「令和3年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」を使って求めると便利です。

- (注) 1 令和3年分源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄には、基礎控除額及び配偶者控除額は含まれません。
 2 基礎控除額、配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、17ページの「2-2 基礎控除申告書、配偶者控除等申告書及び所得金額調整控除申告書の受理と内容の確認」を参照してください。

(2) 令和3年分の扶養控除額等の金額は、次の表のとおりです。

控 除 の 種 類		控 除 額	
(1) 扶養控除 年齢16歳以上の 人 (平成18年1月 1日以前生)	一般の控除対象扶養親族	380,000円	
	特定扶養親族 年齢19歳以上23歳未満の人(平成11年1月2日~平成15年1月1日生)	630,000円	
	老人扶養親族 年齢70歳以上の 人 (昭和27年1月1日以前生)	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
(2) 障害者控除	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	
(3) 寡婦控除		270,000円	
(4) ひとり親控除		350,000円	
(5) 勤労学生控除		270,000円	

(注) 基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除は、別途、各人から提出された「令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に基づき確認し、基礎控除額については、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「基礎控除額⑲」欄に、配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「配偶者(特別)控除額⑳」欄にそれぞれ記入することになっています(21ページ参照)。

3-5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算

(1) 課税給与所得金額の計算

イ 源泉徴収簿の「年末調整」欄に記載されている次の控除額を合計し、この合計額（以下「所得控除額の合計額」といいます。）を「所得控除額の合計額⑳」欄に記入します。

- (イ) 社会保険料等控除額（給与等からの控除分⑫、申告による社会保険料の控除分⑬、申告による小規模企業共済等掛金の控除分⑭）
- (ロ) 生命保険料の控除額⑮
- (ハ) 地震保険料の控除額⑯
- (ニ) 配偶者（特別）控除額⑰
- (ホ) 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱
- (ヘ) 基礎控除額⑲

ロ 「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）⑪」欄の金額から「所得控除額の合計額⑳」欄の金額を控除した残りの金額を「差引課税給与所得金額㉑」欄に記入します（記載例参照）。

この課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その1,000円未満の端数を切り捨てます。

(2) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

イ 「差引課税給与所得金額㉑」欄の金額（課税給与所得金額）に応じ、「令和3年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」（85ページ参照）の「税額」欄に示されている算式に従って所得税額（以下「算出所得税額」といいます。）を計算します。

〔例〕

◎ 差引課税給与所得金額（「㉑」欄の金額） 2,726,000円

◎ 算式（令和3年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

$$2,726,000円 \times 10\% - 97,500円 = 175,100円$$

ロ 上記により求めた算出所得税額を「算出所得税額㉒」欄に記入します。

〔記載例〕 算出所得税額の計算と源泉徴収簿の記入

(源泉徴収簿)

区	分	金額	税額
給料・手当等	①	7,170,000円	③ 109,860円
賞与等	④	1,800,000	⑥ 93,430
計	⑦	8,970,000	⑧ 203,290
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	7,020,000	所得金額調整控除の適用 ⑩・無 (※適用有の場合は⑩に記載)
所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩	47,000	
給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後） (⑨-⑩)	⑪	6,973,000	
社会保険料等控除額	給与等からの控除分(⑫+⑮)	⑫ 1,356,423	配偶者の合計所得金額 (400,000円)
	申告による社会保険料の控除分	⑬ 0	旧長期損害保険料支払額 (14,800円)
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭ 0	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額
生命保険料の控除額	⑮	120,000	(—円)
地震保険料の控除額	⑯	50,000	⑬のうち国民年金保険料等の金額
配偶者(特別)控除額	⑰	380,000	(—円)
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	1,860,000	(—円)
基礎控除額	⑲	480,000	(—円)
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳	4,246,423	(—円)
差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額	㉑	2,726,000	㉒ 175,100

$$(2,726,000円 \times 10\% - 97,500円)$$

(令和3年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超 3,300,000円々	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円
3,300,000円々 6,950,000円々	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円
6,950,000円々 9,000,000円々	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円
9,000,000円々 18,000,000円々	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円
18,000,000円々 18,050,000円々	40%	2,796,000円	(A)×40%-2,796,000円

3-6 年調年税額の計算

(1) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける人については、既に住宅借入金等特別控除申告書の提出を受け、内容を確認していますので、この申告書に基づいて、その住宅借入金等特別控除申告書の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑭」欄(令和元年以降に居住を開始した人にあつては、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑧」欄)に記載の控除額を源泉徴収簿の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑳」欄に記入します。

(2) 年調所得税額の計算

「算出所得税額㉒」欄の金額から「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑳」欄の金額を控除し、その求めた金額を「年調所得税額㉔」欄に記入します。

この場合、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑳」欄の金額が「算出所得税額㉒」欄の金額より多いため控除しきれないときは、「年調所得税額㉔」欄に「0」と記入し、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けない人については、算出所得税額が年調所得税額となります。

(注) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑳」欄の金額を転記してください。

「給与所得の源泉徴収票」等の法定調書の作成について詳しくは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

(3) 年調年税額の計算

年末調整において年税額を計算する際には、復興特別所得税を含めた年税額(年調年税額)を算出する必要があります。

そのため、「年調所得税額㉔」欄の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。こうして求めた年調年税額を「年調年税額㉕」欄に記入します(100円未満の端数は切り捨てます)。

〔記載例〕 年調年税額の計算と源泉徴収簿の記入

(住宅借入金等特別控除申告書)

等 特 別 控 除 額 の 計 算	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	⑪ (最高 2,000万円) 円	年 間 所 得 の 見 積 額 備 考
	特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	⑫ (下の⑬) 円	
	特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑪と⑫の少ない方)(備考の(注2)参照)	⑬ (最高 万円) 円	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑪×1%)	⑭ (100円未満の端数切捨て) 円	
		9,660,000	
		96,600	

(注1) ⑬欄の⑬の記入に当たっては、⑫割合又は⑫の割合を書き、異なる場
(注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控

(源泉徴収簿)

整	差引課税給与所得金額(①-⑨)及び算出所得税額	① (100円未満切捨て) 2,726,000	② 175,100
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳ 96,600	
	年調所得税額(②-⑳、マイナスの場合は0)		㉔ 78,500
	年調年税額(㉔×102.1%)		㉕ (100円未満切捨て) 80,100
	差引超過額又は不足額(㉕-⑧)		㉖ 123,190

(78,500円×102.1%) (100円未満切捨て)